

北名古屋市市有財産売却案内書

【北名古屋市】

【参加申込期間】 令和6年12月2日（月）～ 令和7年1月14日（火）

【入札期間】 令和7年2月10日（月）～ 令和7年2月13日（木）

【開札日】 令和7年2月14日（金）

【売却物件一覧】

物件番号	物件所在地	実測地積(㎡)
R6-1	北名古屋市高田寺屋敷 501 番	909.95

【問合せ先】

総務部財政課 管財担当

電話番号 0568-22-1111

ファクシミリ 0568-24-0003

電子メール zaisei@city.kitanagoya.lg.jp

目次

市有財産の売却について	1
一般競争入札による市有財産売却の流れ	2
入札に参加される前に	3
売却条件について	4
物件下見会について	5
入札参加申込みの方法	6
入札保証金	7
入札の辞退	7
入札	8
開札	9
契約の締結	9
契約保証金	10
売買代金の支払	10
所有権移転登記及び物件の引渡し	10
その他	11

市有財産の売却について

北名古屋市では、市が所有する財産のうち行政としての使用用途がなくなった財産の有効活用を図るため、一般競争入札により最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方に市有財産を売却します。

売却物件

物件 番号	物件所在地	実測地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	売却 条件 (個別)
R6-1	北名古屋市高田寺屋敷 5 0 1 番	909.95	39,000,000	有

既存の建物解体撤去を売却条件としています。詳細については、物件調書をご確認ください。

一般競争入札による市有財産売却の流れ

入札参加の申込み 6～7ページ	入札に参加するため、事前に参加申込み（持参）（郵送不可） 令和6年12月2日（月）～令和7年1月14日（火）
▼	
書類審査	提出書類により入札参加資格の審査
▼	
入札書等の送付 6～7ページ	入札参加の有資格者へ入札書、入札保証金納付書等を送付 令和7年1月24日（金）までに市が発送
▼	
入札保証金の納付 7ページ	入札保証金を納付 令和7年1月31日（金）まで
▼	
入札 8～9ページ	入札書を提出（持参又は書留郵送） 令和7年2月10日（月）～令和7年2月13日（木）※必着
▼	
開札 9ページ	一般競争入札により落札者を決定 令和7年2月14日（金）
▼	
契約保証金の納付 ・ 契約の締結 9～10ページ	市が指定する期間中に契約保証金を納付し、契約を締結 令和7年3月4日（火）まで
▼	
売買代金の支払 10ページ	売買代金の全額を指定期日までに納付 令和7年3月25日（火）まで
▼	
所有権移転登記・引渡し 10ページ	売買代金の全額を納付した時点で所有権を移転し、現状有姿のままで引渡し

入札に参加される前に

1 参加資格

次の各号のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のア～キのいずれかに該当する事実があった後に3年を経過していない者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - キ ア～カまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (5) 暴力団員が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）を務める法人
- (6) 当該市有財産の売却に関する事務に従事する北名古屋市の職員

2 暴力団関係事業者の排除について

北名古屋市では、市が行う事務及び事業から暴力団排除を徹底するため愛知県西枇杷島署と合意書を締結しています。入札参加者が排除対象者に該当するか否かを、北名古屋市から愛知県西枇杷島署に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、役職名・氏名・生年月日・性別・住所の情報を提出していただきます。

3 入札結果の公表について

落札決定後は、物件ごとの入札者数、落札金額等を北名古屋市公式ホームページで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等（法人の場合は、名称及び所在地）についても、問合せや情報公開請求があれば公表します。

なお、入札にお申込みいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。

売却条件について

1 物件上に建築する建築物の使用制限

売却する物件上に建築する建築物を次の用途に供することを禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の施設に係る用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の施設に係る用途

2 売却に係る条件

売却に係る条件は、次のとおりです。必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

- (1) 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- (2) 現況有姿の引渡しとなります。物件の敷地内（地中を含む）にごみ・ガラ・碎石・切株等が存在しても、市は撤去及びその費用負担等について対応いたしません。
- (3) 物件及び隣接地の工作物や枝葉等が地上及び地下にて境界を越えている場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。また、市は移設、撤去、再築造及びその費用負担等について対応いたしません。
- (4) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣地等に電柱（電信柱、電柱付属品、電線等を含む）・支線・ごみ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者等にお問合わせください。
- (5) 契約締結後に売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。（契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）
- (6) 売却するすべての土地において、土壌汚染調査及び地質調査は実施していません。土壌汚染が存在したとしても、市は土壌対策の費用負担等について対応いたしません。
- (7) 売却するすべての土地において、埋設物の状況調査は実施していません。市として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、市は撤去等の費用負担等について対応いたしません。
- (8) 物件の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (9) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税、その他本契約の締

結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とします。

物件下見会について

物件下見会を次のとおり行います。参加を希望される方は、令和6年12月12日（木）午後3時までに予約の連絡をしてください。なお午前の部：「①午前10時から午前10時30分まで」又は午後の部：「②午後1時30分から午後2時まで」の希望をお伝えください。

なお、物件下見会に参加しなくても入札に参加できますが、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先としますので、必ず物件の調査をしたうえで入札に参加してください。

(1) 日程

物件 番号	物件所在地	場所	日時
R6-1	北名古屋市高田寺屋敷 501 番	物件 現地	令和6年12月13日（金） ①午前10時から午前10時30分まで ②午後1時30分から午後2時まで

(2) 連絡先（電話連絡のみ受付）

北名古屋市役所 総務部財政課

電話 0568-22-1111 内線 2125・2126

入札参加申込みの方法

1 申込期間等

入札に参加しようとする方は、事前に参加申込みに関する書類の提出が必要です。申込期間、書類の提出方法等については次のとおりです。

申込期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月14日（火） （土曜日・日曜日・祝日を除く）
受付時間	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
提出方法	以下の提出先へ必要書類を持参して、お申し込みください。 郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出はできません。
提出先	北名古屋市西之保清水田15番地 北名古屋市役所西庁舎1階 総務部財政課
提出書類	(1) 受付確認票 (2) 市有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 (3) 誓約書 (4) 【申込者が個人】住民票の写し（マイナンバーなし・住民票コードあり） (5) 【申込者が法人】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (6) 【申込者が法人】法人役員の詳細 ※証明等は、発行日が申込日を基準日として3か月以内のもの
注意事項	(1) 期限について 申込期限までに書類が到達しない申込、必要書類がそろっていない申込は無効となりますので、早めに書類を提出してください。 (2) 提出書類について 提出された書類は、お返しできませんのでご了承ください。 (3) 申込者数等の問合せについて 入札前の申込者数等の問合せについては回答できません。

2 共有名義で購入希望について

2名以上の共有名義で物件の購入を希望される場合は、共同入札による参加申込みをしてください。なお、共同入札の参加条件は次のとおりです。

- (1) 「1 申込期間等」の必要書類に加えて、「共同入札者名簿」を提出してください。
- (2) 共同入札者全員分の「住民票」、「誓約書」を提出してください。
- (3) 共同入札者全員が入札参加資格を有していることが必要です。

3 入札関係書類の送付

参加申込み時に提出いただいた書類により、入札参加資格の審査を行います。審査の結果、入札参加資格を有していると認められる申込者に対し、令和7年1月24日（金）ま

でに次の書類を発送します。

- (1) 入札保証金の納付書
- (2) 入札書
- (3) 入札用封筒

入札保証金

入札に参加される方は、入札保証金を令和7年1月31日（金）までに市が用意する納付書によりに納付しなければなりません。なお、入札保証金の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 入札保証金は、該当する物件の最低売却価格（P 1 参照）の10分の1に相当する額とします。
- (2) 指定の納付書は、令和7年1月24日（金）までに入札参加資格者へ発送します。
- (3) 「入札保証金の納付が最低落札価格の10分の1に達しない者」のした入札は無効となります。
- (4) 入札保証金は、開札終了後に返還します。ただし、落札者にあつては契約締結後に返還します。
- (5) 入札保証金の返還には、4週間程度の期間を要します。
- (6) 落札者が令和7年3月4日（火）までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は市に帰属することになります。
- (7) 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。
- (8) 入札保証金の納入に要する経費は、入札に参加される方の負担とします。

入札の辞退

入札参加申込み後に入札辞退をする場合は、令和7年2月13日（木）までに次の書類を提出してください。なお、書類の提出が間に合わない場合は、北名古屋市役所総務部財政課管財担当までご連絡ください。

- (1) 入札辞退届
- (2) 入札保証金領収書

入札

1 期間等

入札書等を次のとおり受付けます。

入札期間	令和7年2月10日（月）～令和7年2月13日（木） ※郵送による提出は、令和7年2月13日（木）午後5時必着とします。
受付時間	午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
提出方法	持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。） ※郵送は、入札書用封筒と郵送用封筒の二重封筒を用いてください。 ※ファクシミリ、電子メールによる提出はできません。
提出先	北名古屋市西之保清水田15番地 北名古屋市役所 総務部財政課 市有財産売却担当
提出書類	(1) 入札書 (2) 入札保証金の領収書（写し）
注意事項	入札回数は、1回とします。

2 入札書の提出について

- (1) 封筒に封入し、封印してください。
- (2) 入札書に黒色のボールペンで必要事項を記載し、記名押印のうえ提出してください。
- (3) 金額の記入は、アラビア数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。なお、金額の訂正はできないのでご注意ください。
- (4) 封筒に物件番号、物件所在地、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を記入し、入札書を封入封印してください。

〔入札用封筒の記入例〕

表

物件番号	〇〇〇〇
物件所在地	〇〇〇〇

裏

   〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 △△ 
--

3 入札の無効

次の(1)～(11)のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 予定価格（最低売却価格）を下回った価格の入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

開札

1 日時等

開札日時等は、次のとおりです。**なお、入札者の立会いは任意です。**

物件 番号	物件所在地	日時	場所
R6-1	北名古屋市高田寺屋敷 501 番	令和7年2月14日（金） 午前10時	北名古屋市役所 西庁舎3階 302会議室

2 落札者の決定及び公表

- (1) 入札価格が最低売却価格以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
- (2) 入札価格が最高価格である入札者が複数あるときは、後日、くじにより落札者を決定します。なお、当該最高の価格で入札した者は、くじを辞退することはできません。
- (3) 開札に立ち会わなかった者が落札者となった場合は、開札が終了した後に、市から落札者に電話にて通知します。**ただし、落札者以外には通知しません。**
- (4) 落札者以外には、入札保証金の返還通知を後日送付します。
- (5) 入札結果については、令和7年2月19日（水）までに市のホームページにて公表します。

契約の締結

市が契約書を2部用意します。契約に関する諸条件は次のとおりです。

- (1) 落札者との契約締結は、令和7年3月4日（火）までに行います。
- (2) 契約に際し、重要事項説明書の交付はありません。
- (3) 落札者は、売買代金を一括納付していただきます。
- (4) 契約は、入札書に記載された名義で行います。

- (5) 契約の締結に必要な収入印紙等の費用は落札者の負担になります。
- (6) 落札者が令和 7 年 3 月 4 日（火）までに契約を締結しない場合は、落札者としての効力を失います。

契約保証金

契約を締結される方は、契約締結までに市が定めた契約保証金を納付しなければなりません。なお、契約保証金の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 契約保証金は、該当する物件の最低売却価格（P 1 参照）の 10 分の 1 に相当する額を納付してください。
- (2) 納入した入札保証金を本人の申出により契約保証金に充当することができます。
- (3) 納入した契約保証金を本人の申出により売買代金の一部として充当することができます。
- (4) 契約上の義務を履行しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は市に帰属することになります。
- (5) 契約保証金は、その受入期間について利息をつけません。
- (6) 入札保証金の納入に要する経費は、入札に参加される方の負担とします。

売買代金の支払

契約締結時に市が用意する納付書により、売買代金又は売買代金から契約保証金を差し引いた金額を令和 7 年 3 月 25 日（火）までに一括で納付していただきます。

所有権移転登記及び物件の引渡し

物件の引渡し等に係る注意事項は次のとおりです。

- (1) 落札物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転します。
- (2) 所有権移転登記申請手続は市が行います。
- (3) 所有権移転登記は、売買契約書の買受人名義（入札書に記載の名義）で行います。
- (4) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
- (5) (1)により落札物件の所有権が移転したときに、現状有姿のままで引渡します。
- (6) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 建物の解体が前提のため、建物の所有権移転登記は行いません。

その他

- (1) 入札者がなかった物件については、後日、先着順にて売却を行う予定です。
- (2) この案内書に定めのない事項については、北名古屋市契約規則及びその他関係法令の定めるところによります。